

広島市ソフトテニス連盟規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本連盟は、広島市ソフトテニス連盟（Hiroshima City Soft-tennis Association 略称「HCSTA」）という。

(構成団体)

第2条 本連盟は、広島県ソフトテニス連盟及び（財）広島市体育協会の加盟団体となる。

(事務所)

第3条 本連盟は、事務所を広島市内に置く。

(支部)

第4条 本連盟は、各区に支部を置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第5条 本連盟は、広島市及び周辺地区におけるソフトテニス界を統括し、代表する団体としてソフトテニスの普及振興を図り、もって市民等の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

(事業)

第6条 本連盟は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) ソフトテニス競技会の実施
- (2) ソフトテニスに関する講習会、研修会の開催
- (3) ソフトテニスに関する諸研究
- (4) 他団体との連絡協調
- (5) 選手の選抜並びに推薦
- (6) その他本連盟の目的を達成するために必要な事業

第3章 加盟団体

(加盟団体)

第7条 本連盟の加盟団体は、広島市及び広島地区に所在するソフトテニス団体で、本連盟の趣旨に賛同する次の団体とする。

- (1) 官公署、会社、各種団体
- (2) 第4条に規定する支部
- (3) 広島県高等学校体育連盟ソフトテニス部の広島市域を統括する競技団体
- (4) 広島県中学校体育連盟ソフトテニス部の広島市域を統括する競技団体
- (5) 広島市域の小学生を統括するソフトテニス競技団体

第4章 団体及び会員の登録

(登録)

- 第8条 本連盟の加盟団体は、毎年、本連盟に団体としての登録及び所属する会員の登録をしなければならない。ただし、前条第2号から第5号に規定する加盟団体については、所属する会員の登録を省略することができる。
- 2 前条の登録内容に変更があった場合は、速やかに本連盟に報告するものとする。
 - 3 会員の登録は、所属する加盟団体を通じて行わなければならない。

(会員)

- 第9条 前条第1項の規定により登録された会員は、本連盟及び本連盟が加盟する団体の競技会、検定会並びに研修会等に参加することができる。

第5章 役員及び評議員等

(役員)

- 第10条 本連盟に次の役員を置く。
- | | | |
|-------|---------|-------|
| (1) 会 | 長 | 1名 |
| (2) 副 | 会 長 | 4名以内 |
| (3) 理 | 事 長 | 1名 |
| (4) 副 | 理 事 長 | 4名以内 |
| (5) 事 | 務 局 長 | 1名 |
| (6) 事 | 務 局 次 長 | 1各 |
| (7) 理 | 事 | 25名以内 |
| (8) 監 | 事 | 2名 |

(役員を選任及び職務)

- 第11条 会長は、評議員会で推挙する。
- 2 会長は、本連盟を代表し、会務を総理する。
- 第12条 副会長は、評議員会で推挙する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、これを代理する。
- 第13条 理事長は、理事の互選により会長が委嘱する。
- 2 理事長は、理事会の議決に基づき、会務を処理する。
- 第14条 副理事長は、理事の互選により会長が委嘱する。
- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときは、これを代理する。
- 第15条 事務局長は、理事の互選により会長が委嘱する。
- 2 事務局長は、本連盟の事務を処理する。
- 第16条 事務局次長は、理事の互選により会長が委嘱する。
- 2 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故あるときは、これを代理する。
- 第17条 理事は評議員の互選により、会長が委嘱する。
- 2 会長は、前項に規定する理事のほか、評議員会に諮って、若干名の学識経験者を委嘱することができる。

- 3 理事は、理事会を組織し、会務を議決し、執行する。
- 4 第1項の規定により選出された理事が、会長、副会長又は理事長に就任したときは、その者が属している加盟団体は、これに代わる理事を選出することができる。

- 第18条 監事は、評議員会で推薦し、会長が委嘱する。
- 2 監事は、本連盟の会計を監査する。

(役員任期)

- 第19条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 役員が欠けたときは、補欠の役員を選任する。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

(評議員)

- 第20条 本連盟に評議員を置く。
- 2 第7条第1項の規定により、本連盟に登録した加盟団体は、代表者1名を評議員として選出する。
 - 3 評議員は、評議員会を組織し、本連盟の重要事項を審議決定する。

(名誉会長、顧問、参与)

- 第21条 本連盟に名誉会長、顧問、参与を若干名置くことができる。
- 2 名誉会長、顧問、参与は、理事会の推薦により、会長が委嘱する。
 - 3 名誉会長、顧問、参与は、重要な事項について、会長の諮問に応じ意見を述べることができる。

第6章 会議

(会議)

- 第22条 本連盟の会議は、評議員会及び理事会とする。

(評議員会)

- 第23条 評議員会は、役員及び評議員で構成し、毎年1回会長が招集し、議長となる。ただし、役員又は評議員の3分の1以上の要求がある場合は、臨時に招集することができる。(評議委員会は、役員、評議員の2分の1以上の出席(委任出席を含む))にて成立する)
- 2 評議員会で議決する事項は、次のとおりとする。
 - (1) 予算及び決算に関する事項
 - (2) 役員推挙、推薦に関する事項
 - (3) 事業計画及び本規約の改定に関する事項
 - (4) その他重要な事項
 - 3 評議員会の議決は、多数決とし、可否同数のときは、議長が決定するものとする。

(理事会)

- 第24条 理事会は、理事長、副理事長、事務局長、事務局次長及び理事をもって構成し、必要に応じて理事長が招集し、議長となる。
- 2 理事会で審議する事項は次のとおりとする。
 - (1) 評議員会に付議すべき事項

- (2) 事業の実施に関する事項
- (3) その他本連盟の会務執行に関する事項
- 3 理事会の議決は、多数決とし、可否同数のときは、議長が決定するものとずる。

第7章 専門委員会

(専門委員会)

- 第25条 本連盟の会務遂行上必要があるときは、理事会の議決を経て専門委員会を設置することができる。
- 2 専門委員会の名称及び委員数並びに運営に関する規則は、理事会の議決を経て別に定める。
 - 3 専門委員会の委員には、理事会の議決を経て学識経験者を充てることができる。

第8章 会計

(収入)

- 第26条 本連盟の経費は、次の収入金をもって支弁する。
- (1) 団体及び会員の登録料
 - (2) 参加料
 - (3) 補助金
 - (4) 寄付金
 - (5) その他の収入

(登録料)

- 第27条 前条の登録料については、別に定める。
- 2 登録料は、毎年5月末日までに支払うものとする。
 - 3 既納の登録料は、如何なる事由があっても返還しない。

第9章 事業年度及び会計年度

(事業年度)

- 第28条 本連盟の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月末日をもって終わる。

(会計年度)

- 第29条 本連盟の会計年度は、毎年3月1日に始まり、翌年の2月末日をもって終わる。
- 2 会計年度終了から、評議員会までの間における経費は、会長の責任において暫定処理することができる。

第10章 補則

(委任)

- 第30条 この規約に定めのない事項については、理事会においてこれを定める。

付則

1. この規約は、平成11年4月1日から施行する。
2. 昭和32年1月1日制定の広島市ソフトテニス連盟規約は、廃止する。

付則

1. この規約は、平成12年4月1日から施行する。

別紙1（第27条関係）

登録料について

1. 登録料

登録料については、公益社団法人日本ソフトテニス連盟会員登録システムにて実施する。

(1) 団体登録料

①規約第7条第1号に規定する団体 5,000円

(2) 会員登録料

①規約第7条第1号に規定する団体に属する会員

ア 日連及び県連登録料 2,000円（ただし、小中高大学生は1,500円）

イ 市連登録料 1,000円